

記録保存を目的とする発掘調査の標準および積算基準

(参考資料)

平成25年4月1日

長野県教育委員会

【森林法】 → 市町村林務担当 → 地方事務所林務課

第10条の2(開発行為の許可)

地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。(下略)

(森林法施行令) 第2条の3(開発行為の規模)

法第10条の2の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。

第10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出)

森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

【農地法】 → 市町村農業委員会 → 地方事務所農政課

第4条(農地の転用の制限)

農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。

【農業振興地域の整備に関する法律】 → 市町村農政担当 → 地方事務所農政課

第13条(農業振興地域整備計画の変更)

都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

【国土利用計画法】→ 市町村国土利用担当 → 地方事務所地域政策課

第23条（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出）

土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者は、その契約を締結した日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。（下略）

届出の必要な土地

市街化区域	2,000㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000㎡以上
都市計画区域以外の区域	10,000㎡以上

【都市計画法】→ 市町村都市計画担当 → 地方事務所地域政策課

第29条（開発行為の許可）

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

1 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

〈都市計画法施行令〉第19条（法第29条第1項第1号の政令で定める規模）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
市街化区域	1,000㎡	市街化の状況により、無秩序な市街化を防止するため特に必要があると認められる場合	300㎡以上1,000㎡未満
区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域	3,000㎡	市街化の状況等により特に必要があると認められる場合	300㎡以上3,000㎡未満

【土壌汚染対策法】→ 土地の形質を変更する者 → 地方事務所環境課※

※ 長野市は市の環境政策課、松本市は市の環境保全課へ提出

第4条（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

1 協定書(教育委員会が発掘調査主体の場合)

〇〇〇建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する協定書

事業者(以下「甲」という。)と〇〇教育委員会(以下「乙」という。)とは、甲の施行する〇〇〇建設事業(以下「事業」という。)に伴う埋蔵文化財発掘調査(以下「発掘調査」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、事業に伴う埋蔵文化財の取扱い及び発掘調査の実施方法等について定めることを目的とする。

(調査の範囲)

第2条 この協定を適用する調査対象範囲は、別添図面に示す部分とする。

(発掘調査の体制)

第3条 甲は乙に、前条の調査対象範囲の発掘調査を委託するものとする。

2 乙は、発掘調査を実施する組織を速やかに編成し、別添全体実施計画書に基づき発掘調査を実施するものとする。

(発掘調査の期間)

第5条 乙は、平成〇年〇月までに現場における全体の発掘作業を終了し、平成〇年〇月までに遺物の整理と報告書の作成を完了するものとする。

(発掘調査の費用)

第6条 発掘調査に要する費用は、甲乙が協議の上、乙が積算するものとする。

(事業者が負担する費用)

第7条 発掘調査費用のうち、甲が支出する費用(以下「委託費」という。)の概算額は、〇〇〇、〇〇〇千円とする。

(年度契約)

第8条 甲と乙は、前条第1項に定めた概算額の範囲内において、年度ごとの発掘調査について別途契約するものとする。

(出土品及び調査資料の処理)

第9条 本発掘調査に関する文化財保護法及び遺失物等に関する諸手続きについては、乙が代行するものとする。

2 甲は、出土品についての権利を放棄するものとする。

3 乙は、報告書刊行後、出土品及び図面・写真等の記録類を保管する。

参考2 協定書案及び契約書案

(著作権の帰属)

第10条 本発掘調査を通じて得られた記録類等の成果品及び印刷刊行された報告書の著作権は乙に帰属するものとする。

(協定の変更)

第11条 この協定の締結後、調査の進捗状況や遺構数及び調査面の増大等があった場合、または新たに遺跡等が発見された場合には、文化財保護法の観点から途中で調査の終了等がないよう、発掘調査期間を変更する等、甲、乙、別途協議して定めるものとする。

2 物価、人件費等の大幅な変動等により、概算額を変更せざるを得ない特別な必要が生じた場合には、甲、乙、別途協議するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙、協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 事業者名
代表者名 印

乙 〇〇教育委員会
教育長名 印

2 協定書（教育委員会以外の機関が発掘調査主体の場合）

〇〇〇建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する協定書

事業者（以下「甲」という。）と〇〇教育委員会（以下「乙」という。）と調査実施機関（以下「丙」という。）とは、甲の施行する〇〇〇建設事業（以下「事業」という。）に伴う埋蔵文化財発掘調査（以下「発掘調査」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事業に伴う埋蔵文化財の取扱い及び発掘調査の実施方法等について定めることを目的とする。

（調査の範囲）

第2条 この協定を適用する調査対象範囲は、別添図面に示す部分とする。

（発掘調査の体制）

第3条 甲は丙に、前条の調査対象範囲の発掘調査を委託するものとする。

2 丙は、発掘調査を実施する組織を速やかに編成し、別添全体実施計画書に基づき発掘調査を実施するものとする。

（発掘調査の指導）

第4条 乙は、丙が行う発掘調査の内容・方法に対し、検査、指導、監督にあたるものとし、問題があった場合は改善を求めることができる。

（発掘調査の期間）

第5条 丙は、平成〇年〇月までに現場における全体の発掘作業を終了し、平成〇年〇月までに遺物の整理と報告書の作成を完了するものとする。

（発掘調査の費用）

第6条 発掘調査に要する費用は、乙が提示した予測される遺構数・遺物量等の算定資料に基づき、丙が積算するものとする。

（事業者が負担する費用）

第7条 発掘調査費用のうち、甲が支出する費用（以下「委託費」という。）の概算額は、〇〇〇、〇〇〇千円とする。

（年度契約）

第8条 甲と丙は、前条第1項に定めた概算額の範囲内において、年度ごとの発掘調査について別途契約するものとする。

参考2 協定書案及び契約書案

(出土品及び調査資料の処理)

第9条 本発掘調査に関する文化財保護法及び遺失物等に関する諸手続きについては、丙が代行するものとする。

- 2 甲及び丙は、出土品についての権利を放棄するものとする。
- 3 乙は、報告書刊行後、出土品及び図面・写真等の記録類を保管する。

(著作権の帰属及び譲渡)

第10条 本発掘調査を通じて得られた記録類等の成果品及び印刷刊行された報告書の著作権は乙に帰属するものとし、著作権法上、丙に著作権が生じた場合でも、丙は著作権を乙に無償で譲渡するものとする。

(協定の変更)

第11条 この協定の締結後、調査の進捗状況や遺構数及び調査面の増大等があった場合、または新たに遺跡等が発見された場合には、文化財保護法の観点から途中で調査の終了等がないよう、発掘調査期間を変更する等、甲、乙、丙、別途協議して定めるものとする。

- 2 物価、人件費等の大幅な変動等により、概算額を変更せざるを得ない特別な必要が生じた場合には、甲、乙、丙、別途協議するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙、丙、協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙、記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 事業者名
代表者名 印

乙 〇〇教育委員会
教育長名 印

丙 調査機関名
代表者名 印

3 発掘調査委託契約書

埋蔵文化財発掘調査委託契約書		平成〇年〇月〇日
委託者	事業者住所	
	事業者名	印
受託者	教育委員会住所	
	〇〇教育委員会教育長名	印

〇〇を委託者（以下「甲」という。）とし、〇〇を受託者（以下「乙」という。）として次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 委託業務名 〇〇事業埋蔵文化財発掘調査業務委託

(2) 業務箇所 〇〇 〇〇地区

(3) 委託内容 埋蔵文化財発掘調査

(4) 委託期間 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

（処理方法）

第2条 乙は発掘調査計画書（以下「計画書」という。）を作成し、甲に協議のうえ委託業務を開始するものとする。

2 乙は、前項の計画書に定めのない細部の事項については、甲と協議するものとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇〇, 〇〇〇円（取引に係る消費税額を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金〇〇, 〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかった時は、契約保証金に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

（安全管理）

第5条 調査の施工方法及び安全管理については、乙の責任に帰するものとする。

（委託業務の調査）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（成果の報告）

第7条 乙は、第1条の委託期間内に委託業務の成果に関する報告書等を甲に提出しなければならない。

（確認等）

第8条 甲は、乙から成果に関する報告書等の提出を受けたときは、確認したうえ当該報告書等の引渡しを受けるものとする。

（委託料の支払い）

第9条 乙は、報告書等を甲に引渡したときは、甲に対して委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払いの請求があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払

参考2 協定書案及び契約書案

うものとする。

(前金払)

第10条 甲は、前項の規定にかかわらず、乙からの当該委託料に係る前金払の請求があり、その必要を認めるときは、委託料の一部を前金払するものとする。

2 前項の規定による前金払の支払額及び支払い時期については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約等の変更)

第11条 甲または乙の都合により契約及び計画を変更し、または中止しようとするときは、あらかじめ、甲乙協議して定めるものとする。

(出土品及び調査資料の処理)

第12条 本発掘調査に関する文化財保護法及び遺失物等に関する諸手続きについては、乙が代行するものとする。

2 甲は、出土品についての権利を放棄するものとする。

3 乙は、報告書刊行後、出土品及び図面・写真等の記録類を保管する。

(契約の解除等)

第13条 契約の解除、その他この契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第15条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決方法)

第16条 この契約について、甲乙間に疑義のあるときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟の生じたときは、甲の事務所を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

埋蔵文化財発掘調査積算書の使い方

☆ シートへの誤入力を防ぐため網掛け(橙色)のセル以外は入力や修正ができません。シートの保護を解除するにはツールバーの「校閲」から「シートの保護」を選択し、「シートの保護を解除するためのパスワード」に「maibun」(アルファベット小文字)と入力してください。

- 1 数字は半角で、それ以外は全角で代入します。
- 2 参考5のシートを開き、C1「事業名」とC3「遺跡名」記入します。
- 3 D6「調査対象面積(開発面積)」とD7「掘削面積(実際に掘削する面積)」を代入します。
- 4 掘削対象となるD8「検出面数」を代入します。2面目以降の検出面積が1面目よりも小さい場合は、小数点以下第1位まで使って調整します。
例: 1面目の検出面積は1,000㎡だが、2面目は800㎡の場合の面数は「1.8」とする。
- 5 雇用を予定しているJ7「日々雇用の臨時職員」、J8「発掘作業員」、J9「整理作業員」の人数を代入します。
この時、発掘作業員10人につき1人の割合で、J6「担当職員」数が自動的に表示されます。
- 6 O6「発掘作業率」の欄へ、備考に留意して「1」または「0」を代入します。
- 7 O8「整理作業率」の欄へ、備考に留意して0%~100%の間で値を代入します。
- 8 O9「報告書作成率」の欄へ、備考に留意して0%~100%の間で値を代入します。
- 9 次に、参考4のシートを開き、D13の「面積」欄に、参考5のシートのD7「掘削面積」が表示されているかどうか確認します。
- 10 参考4のシートの「遺跡立地」の表中、該当するもの1箇所「○」を付けます。
- 11 「包含層掘削」の表中、F13「厚さ」欄に、掘削する包含層の平均厚を単位に気をつけて代入します。ただし、包含層掘削を機械で行う場合は「0(ゼロ)」を代入します。
さらに、J13「土質係数」及びL13「遺物係数」を、欄外の凡例を参考にして代入します。
- 12 「遺構検出」の表中、F22「厚さ」欄に、検出のために掘削する土の平均厚を単位に気をつけて代入します。
さらに、J22「遺構密度」及びL22「遺構識別係数」を、欄外の凡例を参考にして代入します。
- 13 「遺構掘削」の表中、E31「遺構割合」欄に、「掘削面積」に対して遺構がどのくらいの割合を占めているかを%で代入します。また、F31「深さ」欄に、遺構の平均深を代入します。
例: 遺構の重複等により地山がほとんどない場合は80~70%、地山と遺構が半々ならば50%、遺構がほとんどない場合は10~20%となります。
- 14 「遺構掘削」の表中、J31「土質係数」、L31「遺構係数」、N31「遺物係数」を、欄外の凡例を参考にして代入します。
- 15 「作業条件」及び「記録作業」の表中、J39及びJ46「補正係数」欄に、欄外の凡例を参考にして補正係数を代入します。
- 16 【重要】参考5のシートO11以下の「作業日数」欄を見て、「発掘作業日数」「整理作業日数」及び「作業日数合計」が予定している作業日数と合致しているかどうか検証します。「作業日数」を短縮したい場合は、J8「発掘作業員」、J9「整理作業員」の人数を増やすこととなります。
なお、作業日数は1か月20日換算ですので、作業日数合計が240日を超えた場合は、作業が1年以上必要となります。
- 17 次に、参考3のシートを開き、D3の「表土掘削」の「面積」欄に、参考5のシートのD7「掘削面積」が表示されているかどうか確認します。
- 18 検出面数が複数ある場合は、「間層掘削1」以下のD4「面積」欄に、それぞれの面積を記入したうえで、それぞれの掘削深をF4以下の「厚さ」欄に記入します。
- 19 埋戻しや掘削土の移動が必要な場合は、G3~5の「掘削土量」を参考にして、G6及びG7の「土量」を記入します。
- 20 バックホーのD12「作業歩掛」とクローラーダンプのD19「積載土量」を、欄外の凡例を参照して記入します。
- 21 【重要】参考5のD12「掘削重機」とD13「運搬重機」欄を見て、参考3のL25「バックホー台数」及びL27「クローラー台数」と同じかどうか確認します。
- 22 次に参考5 A調査費の表を埋めていきます。
- 23 共済費の「保険料率」欄に発掘調査機関が負担する法定保険料率を代入します。
- 24 賃金のK23・K25・K26に臨時職員、発掘作業員、整理作業員1日当たりの賃金単価を代入します。以下、不要な項目がある場合は、単価欄に0と記入します。
- 25 報償費のK28・29に講師1日当たりの謝金単価及び原稿執筆1P当たりの執筆単価を代入します。さらにN28に日数、N29に頁数、Q28・29に人数を代入します。

- 26 旅費は、K31に本拠地からの往復旅費単価を代入します。また、費用弁償旅費は個別に積上げてS32に往復旅費を記載します。
- 27 需用費の消耗品費については、本文P25の計算式もしくは積上げにより算出した金額をS35～37に記載します。
- 28 印刷製本費の報告書についてはN39に1P当たりの印刷製本単価を記入し、Q39には本文P26の計算式により算出した頁数を代入します。なお、印刷製本単価に配送料を含める場合もあります。
- 29 光熱水費についてはN42・43に1月当たりの単価を記入します。
- 30 調査器材等の運搬費は運転手1名、ガソリン代、高速道路料金込みの往復単価をS48・49に記入します。また、プレハブやトイレ運搬は1棟(式)当たりの単価をN50・51に記入します。
- 31 委託料は仕様書に基づいた見積り書等の金額を記入します。
- 32 重機の賃借料については、オペレーター1名、燃料代、1往復運搬料金込みの1日賃借単価をN65・66に記入します。
- 33 調査器材や車両の賃借料については、月当たりの単価をK67～68に記入します。調査器材の品目が複数の場合は内訳を用意します。
- 34 土地の借上げ料は月当たりの㎡単価を記入します。
- 35 事務所施設・設備の賃借料については、設備込みのユニットハウス又はトイレ月当たりの単価をK70～73に記入します。
- 36 事務所施設等の設置工事については、1棟当たりの単価をN76に記入します。
- 37 【重要】Q3の総事業費が出ていることを確認します。

参考3 重機台数の積算算出表

内容	面積 (㎡)	厚さ (m)	土量 (㎡)
表土掘削	0		0
間層1掘削			0
間層2掘削			0
埋戻し等	—	—	
移動運搬	—	—	

掘削土量
0

埋戻し等土量
0
0

内容	q 作業歩掛	E 作業効率	h 1日の作業時間	Cm サイクルタイム
バックホー 0.45m ³	0.3	0.6	6.5	0.5

Q 作業量
141

通常	0.3
効率低	0.2

内容	C 積載土量	E 作業効率	h 1日の作業時間	Cm サイクルタイム
クローラー 10t	5	0.9	6.5	30

Q 作業量
59

通常	5
礫多量	4

内容	土量	作業量	作業台数
掘削	0	141	0
埋戻し等	0	202	0
移動運搬	0	59	0

補正係数
1.5

バックホー台数
0
クローラー台数
0

遺跡の立地環境によって選択し○印を付す

遺跡立地	選択	標準歩掛		
		包含層掘削	遺構検出	遺構掘削
台地丘陵		0.7	0.7	0.4
低地扇状地		0.5	0.5	0.4
傾斜地		0.4	0.4	0.3
低湿遊水地		0.3	0.3	0.2

良好な遺物包含層が存在する場合、遺物収集を目的とした掘削作業

内容	面積 (㎡)	包含層数	厚さ (m)	土量 (㎡)	標準歩掛	土質係数	遺物係数
包含層掘削	0	0		0	#N/A		

補正歩掛	作業人日
#N/A	#N/A

良好な遺物包含層がなく、重機掘削する場合は包含層数を0とする

標準	1	標準	1
土硬礫少	0.9	多量	0.7
土硬礫多	0.8		

重機による表土除去後、遺構上面を検出するための掘削作業

内容	面積 (㎡)	検出面数	厚さ (m)	土量 (㎡)	標準歩掛	遺構密度	遺構識別係数
遺構検出	0	0		0	#N/A		

補正歩掛	作業人日
#N/A	#N/A

標準	1	標準	1
密度高	0.7	容易	1.1
		困難	0.6

遺構検出後、底面・床面までの覆土・埋土を除去していく掘削作業

内容	実質面積	遺構割合	深さ (m)	土量 (㎡)	標準歩掛	土質係数	遺構係数	遺物係数	補正歩掛	作業人日
遺構掘削	0			0	#N/A				#N/A	#N/A

標準	1	標準	1	標準	1
軟らかい	1.1	希薄単純	1.1	少量	1.1
硬い	0.9	濃密複雑	0.8	多量	0.9

原則として冬期間 (12~3月) は作業を行わないが、やむを得ず実施する場合は冬期作業の係数を代入する

内容	作業人日
作業条件	#N/A

標準歩掛	補正係数
1	

補正歩掛	作業人日
0	#N/A

標準	1
冬期作業	0.5

手実測以外の方法 (追尾式トータルステーションや写真測量等) の場合は単純少量の係数を代入する

内容	作業人日
記録作業	#N/A

標準歩掛	補正係数
0.15	

補正係数	作業人日
0	#N/A

標準	1
単純少量	0.6
複雑多量	2

内容	作業人日
諸作業	#N/A

標準歩掛
0.1

補正係数	作業人日
0.1	#N/A

内容	作業人日
整理作業	#N/A

標準歩掛	発掘作業期間	遺物量	遺物内容	補正係数	作業人日
0.4				0	#N/A

60日以上	1	標準	1	標準	1
31日以上 60日未満	1.5	少量	0.5	やや複雑	1.5
30日以下	2.5	多量	2	複雑	2

事業に伴う
埋蔵文化財発掘調査 積算書

遺跡	総事業費	#N/A	円
----	------	------	---

内 容	面 積	備考	内 容	人数	備考	内 容	率	備 考
調査対象面積	㎡	※1	担当職員	0人	※2	発掘作業率		発掘作業有りの場合は「1」整理作業のみの場合は「0」を入力
掘削面積	㎡	※1	臨時職員			整理作業率	%	複数年度にわたる場合に按分
検出面積	面		発掘作業員			報告書作成率	%	複数年度・複数回にわたる場合に按分
実質掘削面積	0 ㎡	※1	整理作業員					

内 容	台数
掘削重機	0台
運搬重機	0台

内 容	作業量
掘削作業	#N/A
記録作業	#N/A
諸作業	#N/A
発掘作業量計	#N/A
整理作業量計	#N/A

内 容	作業日数	備 考
発掘作業日数	#N/A 日	発掘作業量合計÷発掘作業員数
整理作業日数	#N/A 日	(整理作業量計÷整理作業員数)×整理作業率
作業日数合計	#N/A 日	年間作業日数=20作業日×12月=240日

A 直接(特定)経費調査費

節	細 節	説 明	お よ び	積 算	内 訳	金 額
4	共済費	臨時職員	日々雇用臨時共済費(労災保険等)	賃金総額	×	#N/A
		作業員	発掘作業員共済費(労災保険等)	賃金総額	×	#N/A
			整理作業員共済費(労災保険等)	賃金総額	×	#N/A
		小 計				#N/A
7	賃 金	臨時職員賃金	賃金(日々雇用)	@	#N/A × 0人	#N/A
		作業員賃金	発掘作業員	@	#N/A × 0人	#N/A
			整理作業員	@	#N/A × 0人	#N/A
		小 計				#N/A
8	報 償 費	報償金	講師謝金	@	0円	
			原稿執筆	@	0円	
		小 計				0円
9	旅 費	普通旅費	職員	#N/A × 0人	#N/A	
		費用弁償	外部指導者招へい		#N/A	
	小 計				#N/A	
11	需 用 費	消耗品費	その他消耗品			
			新規発掘			
			継続発掘			
			整理作業			
		燃料費	ガソリン・灯油・プロパンガス等			
		印刷製本費	一般印刷物	調査報告書 @	0円	
			写真の現像・焼付・引伸料			
	その他(調査カード等)					
	光熱水費	現場水道料	@	#N/A		
		現場電気料	@	#N/A		
	修繕費					
	小 計				#N/A	
12	役 務 費	通信運搬費	郵送料			
			電話代			
			調査器材等運搬			
			重機運搬			
			プレハブ運搬	@	0棟 = 0円	
			トイレ運搬	@	1式 = 0円	
		手数料	廃棄物処理			
			し尿処理			
	契約手数料					
	損害賠償等保険料					
	小 計				0円	

参考5 埋蔵文化財発掘調査積算書

節	細 節			金 額								
13	委託料	委託料	測量									
			掘削									
			空中撮影									
			科学分析									
			保存処理									
			その他									
	小 計			0円								
14	賃借料 使用料	重機	バックホウ 0.45m ³	@		×	0日	=	0円			
			クローラダンプ 10t	@		×	0日	=	0円			
			調査器材	@		×	#N/A	×		=	#N/A	
			車両	@		×	#N/A	×		=	#N/A	
			土地	@		×	#N/A	×		=	#N/A	
			事務所施設・設備借上料	調査員棟	@		×	#N/A	×	0棟	=	#N/A
				作業員棟	@		×	#N/A	×	0棟	=	#N/A
				トイレ	@		×	#N/A	×	0棟	=	#N/A
				倉庫	@		×	#N/A	×	0棟	=	#N/A
				その他(宿舍借上・高速使用料等)								
	小 計								#N/A			
15	工事請負費	工事費	事務所施設設置工事	@		×	-3棟	=	0円			
			仮設工事									
			安全対策									
			電気工事									
			水道工事									
	小 計								0円			
16	原材料費									0円		
		小 計								0円		
18	備品購入費									0円		
		小 計								0円		
22	補償金	補償費								0円		
		小 計								0円		
合 計										#N/A		
										m ² 単価 #N/A		

B 直接(特定)経費 調査員人件費

節	細 節	説 明 および 積 算 内 訳	金 額
2	給与	調査担当職員給与	
3	職員手当	調査担当職員諸手当	
4	共済費	調査担当職員共済費	
19	負担金	調査担当職員関係諸負担金	
合 計			0円

C 間接経費 事務費

節	細 節	説 明 および 積 算 内 訳	金 額
2	給与	管理・事務職員給与	
3	職員手当	管理・事務職員手当	
4	共済費	管理・事務職員共済費	
19	負担金	管理・事務職員関係諸負担金	
	般事務費		
合 計			0円

D 公課費

節	細 節	説 明 および 積 算 内 訳	金 額
27	公課費	A~Cのうち消費税が含まれない費用の合計 × 0.05 =	
合 計			0円

※1 本発掘調査の面積は調査対象面積とほぼ同一になる。確認調査の調査面積は必要な面積を代入する。実質調査面積は発掘面積×検出面数である。

※2 作業員数10名当たり調査員1名で算定。